

井原市観光協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は井原市観光協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は観光事業の向上発展を図り併せて地域住民の文化向上と本市産業の振興に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は井原市役所内に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 観光諸団体との連絡並びに指導
- (2) 観光事業に関する調査研究と情報の蒐集
- (3) 観光資源の調査研究と保存開発
- (4) 観光道徳の指導普及
- (5) 観光印刷物の刊行と配布
- (6) 観光地の紹介及び宣伝
- (7) 観光土産品の推奨及び指導
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は第2条の目的に賛同する団体及び個人をもつて組織する。

第4章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く

会 長	1名	副 会 長	若干名
理 事	若干名	監 事	2名

第7条 役員は総会において選出する。

(任 期)

第8条 役員任期は2年とし再選を妨げない。

ただし、補欠によって就任したものの任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し会務を総理し会議の議長となる。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。

理事は本会の重要事項を審議する。

監事は本会の会計を監査する。

第5章 会 議

(総 会)

第10条 本会の会議は総会及び理事会とし会長がこれを招集する。

第11条 総会は年1回以上開催し次の事項を付議する。

(1) 歳入歳出予算に関すること。

(2) 決算に関すること

(3) 事業計画に関すること

(4) 会則に関すること。

(5) その他重要事項

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じ会長が招集し会務及び事業遂行に関し必要な事項を審議する。

第13条 すべての会議は出席者の過半数の同意により決定する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 会 計

(会 費)

第14条 会費は正会員1口3,000円とし、会員持口数は理事会で決定し、毎年4月末日までに納入するものとする。

(会 計)

第15条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は、昭和51年4月1日より施行する。

付 則

この会則は、昭和60年7月5日より施行する。

付 則

この会則は、平成19年5月18日より施行する。